

日・ハンガリー社会保障協定の発効について

一般社団法人日本貿易会

1. はじめに

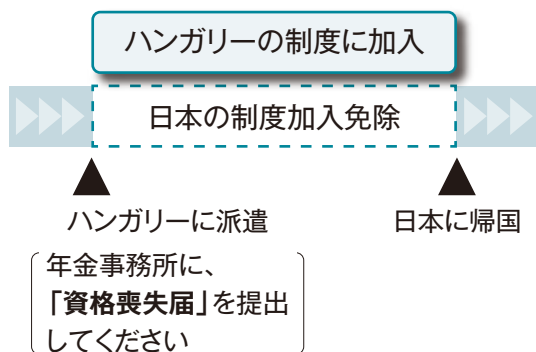
日本とハンガリーとの社会保障協定が2014年1月1日に発効した。これにより、日本とハンガリーの社会保障制度の二重加入、即ち二重払いの問題が解消される。これに先立ち、2013年12月26日、日本貿易会は日本在外企業協会と共催にて、厚生労働省、日本年金機構より講師を招き、実務担当者を対象とする説明会を開催した。当日は、講師の説明に熱心に耳を傾け、質疑応答も活発に行われた。当会における社会保障協定の説明は今回で、14回目となる。



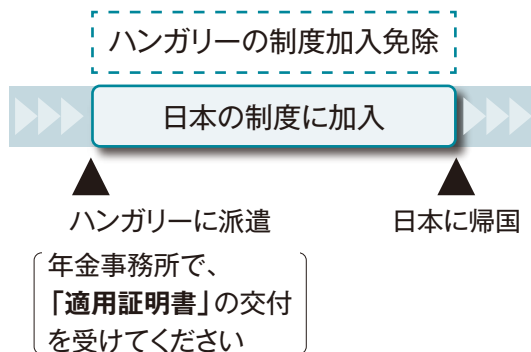
2. 日・ハンガリー社会保障協定について

ハンガリーへ派遣した従業員は、日本とハンガリーの社会保障制度のうち、いずれか一方の制度に加入することになる。対象となる制度は、日本については、年金制度と医療保険制度。ハンガリーについては、年金制度、医療保険制度、雇用保険制度。なお、同国に在留する邦人は、2012年10月現在で、1,347人（うち企業関係者326人）である。

〈5年を超えると見込まれる派遣の場合〉
派遣先の国（ハンガリー）の制度のみに加入



〈5年を超えないと見込まれる派遣の場合〉
派遣元の国（日本）の制度のみに加入



（出所）日本年金機構パンフレット「ハンガリーに進出している事業主の皆さまへ2013.12.19」

詳細は、日本年金機構ホームページ「社会保障協定」をご参照ください。